裁定により利用を認める著作物とその利用方法及び補償金の額

著作者：不明

著作物の題号：不明

著作物の種類及び内容：写真の著作物。平成24年度大学入試センターに使用された写真。

利用方法：申請者のサーバーにおいて複製し、公衆送信及び公衆に伝達する。

（単位：円）

No.	利用を認める著作物	方式等	補償金額
1	『Luonnon ystavan SUOMI』p.25の写真	本試験地理A大問1問　p105写真1	12,000
2	『ビジュアル・シリーズ　世界再発見3　南アメリカ』pp.70―71の写真	本試験地理A大問3問2　p117選択肢②	12,000
3	『ビジュアル・シリーズ　世界再発見3　南アメリカ』pp.70―71の写真	本試験地理A大問3問2　p117選択肢③	12,000
4	『Music Icons MARLEY　マーリー』p96の写真	本試験地理A大問3問4　p119写真2ム	12,000
5	『世界の地理5　南アメリカ』p598―599の写真	本試験地理B大問1問3　p138写真	12,000
6	『週刊朝日百科・世界の地理73　華中』p1の写真	追試験地理A大問1問7　p115X	12,000
7	『週刊朝日百科・世界の地理21　英国』p10の写真	本試験地理A大問1問7　p115Y	12,000
		合計	84,000

○文化庁告示第三十一号

著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第六十七条第一項に基づき、著作権者不明の著作物の利用について平成二十五年三月二十九日左記のとおり裁定を行うとともに、その補償金の額を決定したので、同法第七十条第六項に基づき告示する。

平成二十五年六月十七日

文化庁長官　近藤　誠一

記

一　著作物の題号、著作者の氏名及び各著作物の補償金の額　別表参照　別表参照　別表参照

二　利用者の住所及び氏名　東京都千代田区神田神保町二丁目十七号　株式会社有斐閣（代表取締役　江草貞治）

三　利用方法

①　出版物（別表参照）に複製し、公衆に譲渡する。

②　①に追加して、公衆に譲渡することを目的として複製する場合には、三〇〇部単位とする。

右記三②の利用については、平成二十五年三月二十九日から五年以内に限るものとし、その期間を過ぎた場合は再度裁定を受けるものとする。

○文化庁告示第三十号

著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第六十七条第一項に基づき、著作権者不明の著作物の利用について平成二十五年三月二十九日左記のとおり裁定を行うとともに、その補償金の額を決定したので、同法第七十条第六項に基づき告示する。

平成二十五年六月十七日

文化庁長官　近藤　誠一

記

一　著作物の題号、著作者の氏名及び各著作物の補償金の額　別表参照　左記三①の利用につき、五五、八〇〇円　左記三②の利用を行う場合、三〇〇部につき五五、八〇〇円

二　利用者の住所及び氏名　東京都千代田区神田神保町二丁目十七号　株式会社有斐閣（代表取締役　江草貞治）

三　利用方法

①　「民法講座　第1巻～第7巻、別巻1、別巻2」（三〇〇部）に複製し、公衆に譲渡する。

②　①に追加して、公衆に譲渡することを目的として複製する場合には、三〇〇部単位とする。

右記三②の利用については、平成二十五年三月二十九日から五年以内に限るものとし、その期間を過ぎた場合は再度裁定を受けるものとする。

（別表）

裁定により利用を認める著作物とその利用方法及び補償金の額

著作物の種類及び内容：言語の著作物。貴社より発行された書籍『民法講座　第1巻～第7巻、別巻1、別巻2』（昭和59年11月30日発行）において、「代理」及び「不法原因給付」として収録された論文。

利用方法：『民法講座　第1巻～第7巻、別巻1、別巻2』における複製及び譲渡。

追加で複製する場合は、300部単位とする。

（単位：円）

No.	利用を認める著作物	著作権者	補償金額	補償金額（追加で複製する場合）
1	代理	辻　正美	22,725	22,725
2	不法原因給付	山田　幸二	33,075	33,075
		合計	55,800	55,800